

すべての高齢者が個人として尊重され、安心して生活を送れる介護保険制度の実現のために
要支援者の介護給付を継続することを求めます

非営利活動法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ
理事長 齋藤境子
(公印省略)

政府の社会保障制度改革国民会議は8月5日報告書を取りまとめ、6日に安倍晋三首相に提出しました。これを受けた政府が、8月21日報告書の主要項目を列挙し、不明確だった改革時期を具体化させたプログラム法案要綱を閣議決定し、今秋の臨時国会に法案を提出することとしました。

報告書は、社会保障の持続可能性を高めると謳いつつ、国民に負担増と給付削減という「痛み」を強いる内容が列挙されているものです。

プログラム法案要綱の介護の分野では、「軽度の要支援者を給付対象から外す」「高所得者の自己負担を1割から引き上げる」「特別養護老人ホームは要介護3・4・5の中重度者に限定する」「低所得者の保険料負担は資産を勘案したうえで軽減する」などの項目を2014年の通常国会に提出し、2015年度をめどに実施するというものです。

介護の現場で特に影響が大きいと思われるのが「軽度の要支援者を給付対象から外す」という項目です。高齢者世帯・独居世帯、認知症も増加しており、要支援者が生活援助サービスを利用することで生活をぎりぎり維持しているのです。

WAMネットによると、2012年、全国で要支援認定者は、要支援・要介護認定者全体の27.0%にあたる1,498,388人で、制度が始まった2000年に比べて5倍近くに増えております。宮城県において要支援認定者は26,598人、要支援・要介護認定者97,855人の27.2%、ほぼ全国平均と同様の比率です。

しかし、2010年度と比べた要支援者の伸び率は、全国平均が116.6%なのに対し、仙台市は127.3%、塩釜で142.7%、名取市で158.1%、七ヶ浜町で160.0%と東日本大震災の被害が大きかった自治体及び周辺自治体が高い伸び率になっています(別紙参照)。また、仙台市の要支援認定者は、要支援・要介護認定者全体の32.3%、石巻市は36.5%と高い数字です。介護保険を使って、過酷な生活環境を乗り越えようとしているという現場の声と、数字が一致しています。

報告書では、要支援の人たち向けのサービスを見直し、市町村独自の事業に段階的に移行させるべきだと提言しております。市町村独自の事業では、市町村の判断でボランティアやNPOを活用するなどして、地域の実情に応じて柔軟な取り組みができるとしております。ボランティアなどを活用することで費用を抑え、きめ細かい生活支援が提供できるとしてしております。しかし、市町村によって受けられるサービスに差が出る、ボランティアなどの担い手をどう確保するかといった課題は、被災地においてはより一層困難を極めるものになるでしょう。

介護保険法の第一条の目的には、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった人びとが「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行なう」と規定しています。そして、介護保険給付の内容及び水準は、「被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」としています。

高齢者が個人として尊重され、豊かな生活を送れてこそ、国民は社会保障に対する信頼を現実のものとし、将来の不安を払拭することができるのです。私たちは、介護現場からの声を集め、他団体と連携し、要支援者の介護給付継続を強く求めるものです。